

新聞契約は慎重に

＜今回の相談事例＞

今月初めから、契約をした覚えのない新聞が配達され始めたため、近くの販売店に電話をして尋ねると、「4年前に契約している。今月から1年間の契約である。」と言われた。しかし、身に覚えはなく、現在、他紙の新聞契約をしているため配達を断ると、「解約はできない。解約をするのなら、3ヵ月分の購読料を支払うように。」と言われた。どうしたらいいだろうか。
(70代女性)

【アドバイス】

●まずは契約書の確認を。

今回の相談のように、「突然新聞が配達され始めたが身に覚えがない。」という相談が多く寄せられています。まずは、販売店に当時の契約書を見せてもらい、自分で書いたものか等、確認をしてみてください。契約をしていた場合、新聞契約は、販売方法や契約内容に問題がなければ、クーリング・オフ期間が過ぎると、一方的に契約を取り消すことはできません。販売店と話し合い、お互いに同意する必要があります。

●新聞の購読契約は先々のことも考えて慎重に。

数年先からの契約を「先付け契約」といい、トラブルになることがあります。将来、経済的や健康上の問題で、購読が難しくなることも考えられます。特に高齢者の方は、病気や介護等により、その可能性はさらに高まります。先付け契約や長期契約は、よく考え、家族や周りの人にも相談して対応しましょう。

●困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン いやや! ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



まもりん